

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十二号

広島県営住宅管理規則の一部を改正する規則

広島県営住宅管理規則（平成十年広島県規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第三條 (入居者資格) 第三條 (略) 一―七 (略) 八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者（配偶者暴力防止等法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）でイ、ロ又はハのいずれかに該当するもの イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。）による一時保護、配偶者暴力防止等法第五条の規定（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。）による婦人保護施設における保護又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十三条第一項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して五年を経過していない者 ロ (略) ハ 婦人相談所等による配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者</p> <p>2―6 (略)</p>	<p>第三條 (入居者資格) 第三條 (略) 一―七 (略) 八 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第一条第二項に規定する被害者（同法第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。）でイ又はロのいずれかに該当するもの イ 配偶者暴力防止等法第三条第三項第三号の規定（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。）による一時保護又は配偶者暴力防止等法第五条の規定（配偶者暴力防止等法第二十八条の二において準用する場合を含む。）による保護が終了した日から起算して五年を経過していない者 ロ (略)</p> <p>2―6 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。